

毎週火、金曜日発行(但休日に行わぬ日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可(法第11号)

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇選管告示 鳥取県議会議員の一般選挙期日等
- 鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長等の選任
- 鳥取県議会議員の一般選挙における投票用紙の様式等
- 鳥取県議会議員の一般選挙における補充選挙人名簿の調製、縦覧等に関する期日等
- 鳥取県議会議員の一般選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額
- 鳥取県議会議員の一般選挙における選挙会の場所等
- 鳥取県議会議員の一般選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行なう場所等

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時

特例に関する法律(昭和三十七年法律第六十三号)第一条第一項の規定により、鳥取県議会の議員の一般選挙を昭和三十八年四月十七日に執行する。  
なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和三十八年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

選挙すべき議員の数

選挙区	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	岩美郡	八頭郡	気高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡
	七人	六人	四人	二人	二人	五人	二人	五人	四人	三人

鳥取県選挙管理委員会告示第九号  
 昭和三十八年四月十七日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者を、次のとおり  
 選任した。  
 昭和三十八年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正 義

選挙区	職名	住 所	氏 名	選挙長の職務場所
鳥取市	選挙長 同職務代理者	鳥取市横枕三三三番地 鳥取市東町二丁目一〇七番地	中村 亀太郎 井上 惣吉	鳥取市尙徳町一六番地 鳥取市役所
米子市	選挙長 同職務代理者	米子市加茂町二丁目二三番地 米子市上福原五七一番地	青戸 辰午 松田 宜之	米子市中町二〇番地 米子市役所
倉吉市	選挙長 同職務代理者	倉吉市魚町二、五二八番地 倉吉市福吉町一、一三五番地	倉繁 房吉 中山 善満	倉吉市奏町七二番地 倉吉市役所
境港市	選挙長 同職務代理者	境港市末広町六八番地 境港市竹内町一、二一〇番地	由木 末雄 竹岡 貞	境港市上道町一、六〇〇番地 境港市役所
岩美郡	選挙長 同職務代理者	鳥取市上原 鳥取市東町二丁目二二番地	加藤 定治 平林 鴻三	鳥取市若桜町四二番地 東部県税事務所
八頭郡	選挙長 同職務代理者	鳥取市朝月二二六番地 岩美郡岩美町高山五五三番地	米村 正美 田中 万蔵	鳥取市若桜町四二番地 東部県税事務所

気高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡
選挙長 同職務代理者	選挙長 同職務代理者	選挙長 同職務代理者	選挙長 同職務代理者
岩美郡若美町牧谷 鳥取市吉方八二四番地	東伯郡羽合町上浅津四番地ノ七 東伯郡赤碓町八幡	日野郡日野町舟場四四四番地 西伯郡岸本町小町一五七番地	東伯郡羽合町長瀬 米子市博労町四丁目七五番地ノ二
福光 正義 沢田 吾郎	沢 末 春 上 林 由 造	三好 義 治 妹尾 善 夫	故 島 賢 市 井上 三 郎
鳥取市若桜町四二番地 東部県税事務所	倉吉市仲之町七三五番地 中部県税事務所	米子市東町九七番地 西部県税事務所	米子市東町九七番地 西部県税事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和三十八年四月十七日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在  
 者投票用封筒におすべき印を、次のとおり定める。

昭和三十八年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正 義

一 投票用紙の様式

○ ちゆうい  
 注 意  
 一 こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二 こうほしやしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしやしめい  
 候補者氏名

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県  
 選挙管理  
 委員会印

裏

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県  
 選挙管理  
 委員会印

表

備考

- 1 文字は、黒字印刷とする。
  - 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
- 二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十八年四月十七日執行の鳥取県議会の議員の一

般選挙について調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十八年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 調製現在期日 昭和三十八年四月三日

二 申請の期間及び方法

昭和三十八年四月四日から四月七日までの間に住所地

の市町村選挙管理委員会に文書(別記様式)で申請すること。

三 調製期間 昭和三十八年四月八日から四月十日まで

四 縦覧期間 昭和三十八年四月十一日から四月十三日まで

五 異議の申出に対する決定期限 昭和三十八年四月十四日

六 確定期日 昭和三十八年四月十五日

別記様式 補充選挙人名簿登録申請書

世帯主氏名 (続柄)

ふりか 氏名 (旧姓)	現住所	生年月日	本市(町)(村)に住み始めた年月日
何市(区)(町)(村)字何(町)何番地(何々方)	何市(区)(町)(村)字何(町)何番地(何々方)	何年何月何日	何年何月何日
籍	都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地		

現住所における住民登録の有無  
現に選挙人名簿に登録されている市区町村における住所

都(何道府県) 何郡(市) (区) 何町(村) 字何(町) 何番地

右のとおり補充選挙人名簿に登録される資格を具備しているので、公職選挙法第二十六条第一項の規定により申請します。

昭和何年何月何日

住所 都(何道府県) 何郡(市) (区) 何町(村) 字何(町) 何番地

氏名 印

何選挙管理委員会委員長名あて

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和三十八年四月十七日執行の鳥取県議会の一般選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

昭和三十八年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

選挙区

候補者一人につき支出できる選挙運動費用の制限額

鳥取市

五〇四、一〇〇円

米子市	五一八、六〇〇円
倉吉市	四八三、七〇〇円
境港市	五二五、三〇〇円
岩美郡	五二一、五〇〇円
八頭郡	四九四、〇〇〇円
気高郡	四九〇、六〇〇円
東伯郡	五一四、〇〇〇円
西伯郡	五一二、三〇〇円
日野郡	四八四、一〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十八年四月十七日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙会の場所及び日時を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十八年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

選挙区	場	所	日	時
鳥取市	鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
倉吉市	倉吉市葵町七二三番地	倉吉市役所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
境港市	境港市上道町一、六〇〇番地	境港市役所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
岩美郡	鳥取市若桜町四二番地	東部県税事務所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
八頭郡	鳥取市若桜町四二番地	東部県税事務所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
気高郡	鳥取市若桜町四二番地	東部県税事務所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
東伯郡	倉吉市仲之町七三五番地	中部県税事務所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
西伯郡	米子市東町九七番地	西部県税事務所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時
日野郡	米子市東町九七番地	西部県税事務所	昭和三十八年四月二十二日	午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和三十八年四月十七日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ並びに同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を、次のとおり定める。

昭和三十八年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長

福 光 正 義

選挙区	場	所	日	時
鳥取市	鳥取市尚徳町一一六番地	鳥取市役所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
倉吉市	倉吉市葵町七二二番地	倉吉市役所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
境港市	境港市上道町一、六〇〇番地	境港市役所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
岩美郡	鳥取市若桜町四二番地	東部県税事務所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
八頭郡	鳥取市若桜町四二番地	東部県税事務所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
気高郡	鳥取市若桜町四二番地	東部県税事務所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
東伯郡	倉吉市仲之町七三五番地	中部県税事務所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
西伯郡	米子市東町九七番地	西部県税事務所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時
日野郡	米子市東町九七番地	西部県税事務所	昭和三十八年四月十五日	午前十一時

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金(一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。)を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添

えて申し込めます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)



鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

電話 一部月額二五〇円(購読料共)